

第19号議案

ふじみ野市都市公園条例の一部を改正する条例

ふじみ野市都市公園条例（平成17年ふじみ野市条例第145号）の一部を次のように改正する。

別表第2 ふじみ野市運動公園の部野球場の項を次のように改める。

野球場	グラウンド（ダッグアウト、更衣室、スタンド等を含む。）	1面	2時間	一般	円 3,000
				15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「中学生以下」という。）	1,500
	スコアボード	1基	2時間		1,000

別表第2備考2及び備考3中「使用料（）」の次に「スコアボード、」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 この条例による改正後の別表第2の規定による野球場の利用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

令和8年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市運動公園野球場の改修に伴い、使用料の変更等をするため、ふじみ野市都市公園条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。